

## 狭山市市内循環バス有料広告の取扱いに関する要領

平成18年 2月27日決裁

平成18年 6月30日決裁

平成19年 6月 1日決裁

平成20年10月 1日決裁

平成22年 4月 1日決裁

平成25年11月 1日決裁

令和 3年 7月16日決裁

### 1 趣旨

この要領は、狭山市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号狭山市市内循環バス（以下「市内循環バス」という。）について、必要事項を定めるものとする。

### 2 委任

市内循環バスの有料広告に関する事務の取扱いは、運行事業者（以下「受任者」という。）に委任する。

### 3 掲載方法等

(1) 掲載者が行う市内循環バスへの掲載は、シール等による張り付け又は取り外しが容易なものとし、塗装は行わない。

(2) 掲載者が掲載する広告は、次に掲げる事項を満たしていなければならない。

ア 落下等により市民等に危険を及ぼす資材等を使用していないこと。

イ 道路交通の安全を阻害する恐れがないこと（広告物の色彩、意匠その他デザインが次に該当しないもの）。

(ア) 地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げる恐れのあるもの

(イ) 車体側面のデザイン構成が、ストーリー性のある4コマ漫画や映像表示となっているもの

(ウ) 文字表記が縦書きであるもの

ウ その他車両運行上の支障があると認められるものでないこと。

(3) 市内循環バスに係る事務を所管する所属の長（以下「所管所属長」という。）は、掲載者が速やかに広告を掲載できるように配慮しなければならない。

(4) 所管所属長は、市内循環バスが次の状態になったときは、直ちに受任者へ報告しなければならない。

ア 広告が掲載不能となったとき。

イ 広告の掲載が業務に著しく支障をきたす状態となったとき。

ウ その他広告が適切でなくなったとき。

### 4 掲載の申込み

広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市が定める受任者へ申込みを行う。

### 5 掲載の決定

(1) 広告の申込みを受けた場合、受任者は市で定める掲載要件に合致することを確認後、速やかに市へ掲載可否の審査を依頼する。

(2) 市長は、申込者が市内企業である場合は、市税の収納状況を確認し、滞納が確認された場合は承認しない。ただし、申込者が滞納分を完納した場合は、この限りで

ない。

(3) 市長は、内容等を審査し、受任者へ可否を通知する。

(4) 受任者は市より決定書を受取り次第、申込者へ決定通知する。(ただし、通知の方法は受任者へ一任する。)

#### 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別表に定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

#### 附 則

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 改正後の狭山市市内循環バス有料広告の取扱いに関する要領の規定は、令和3年8月1日以後に掲載される有料広告について適用する。

別表

ラッピング広告

規格	ラッピング広告とする（特殊フィルムの張り付けによる広告） ①乗車口側 ②運転台側 ③後面 ※ 1面単位の申込みから可 ※ 3面使用する場合底部を除く表面積の3/10以下までの掲載（窓、ドア等のガラス面は表示不可） ※ 掲載サイズについては、車両サイズに合わせて協議する
掲載期間	6月単位で原則として3年間
掲載料金（1台あたり）	①～③全体で 年額 350,000円（半年180,000円） ①～③のいずれか一箇所 年額 140,000円（半年70,000円）
別途負担	ラッピングの製作料金（取り付け、撤去費用を含む）
募集枠数	1～3面（1台当たり）
その他	（車両故障時の取扱い） ①車両の故障、事故等による代行運転期間の広告掲載料については、還付しない。（通常1週間程度で修理が終了する） ②上記の場合で、修理に1月程度を要する場合は、修理期間に応じて契約期間を延長する。

車内額面広告

規格	B3版横
掲載期間	1月単位
掲載料金（1台あたり）	1枚 1,050円/月
別途負担	広告製作料金
募集枠数	2面（1台当たり）
その他	（車両故障時の取扱い） ①車両の故障、事故等による代行運転期間の広告掲載料については、還付しない。（通常1週間程度で修理が終了する） ②上記の場合で、修理に1月程度を要する場合は、修理期間に応じて契約期間を延長する。